

議員発議案第2号

民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員である。住民の生活や福祉に関する相談に応じ、行政への繋ぎ役として、また高齢者や障がい者世帯、児童等の見守り役として、地域における重要な役割を担っている。昨今は防災や災害対応時にも活躍が期待されており、民生委員・児童委員は地域に欠かせない存在となっている。

令和4年度末における全国の充足率は94.5%であり、担い手の確保が課題となっている。しかし、行政機関からの様々な協力要請により活動範囲が拡大し負担感も増大しており、さらには、60歳以上の民生委員が8割を占め、高齢化による活動への影響も懸念される。令和7年12月の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の負担軽減が急務である。

また、民生委員・児童委員の活動費は自治体ごとに支給されているが、昨今の燃料費高騰や物価高を踏まえると、活動の継続、担い手確保の観点からも増額が求められる。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 民生委員・児童委員の役割、求められる活動内容を明確化すること。
- 2 民生委員・児童委員の活動費の増額に向けて、地方交付税の算定基礎額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿